

令和5年度奈良県立高等学校入学者 特色選抜実施要項

令和5年度奈良県立高等学校入学者特色選抜については、この要項（以下「特色選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 保護者（親権者又は未成年後見人をいいます。以下同じ。）とともに奈良県内に居住している者で、次のアからウのいずれかに該当するもの。ただし、「県外居住者及び県外中学校卒業等者の奈良県立高等学校への志願手続要領」により承認を得た者は、奈良県内に居住している者とみなします。

ア 中学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」といいます。）を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含めます。）を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 奈良県立山辺高等学校自立支援農業科応募にあたっては、**1 応募資格**(1)に加えて次のアからウを追加要件とします。

ア 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障害を有すると判定を受けた者

イ 自力通学が可能である者

ウ 山辺高等学校が実施する教育相談を受けた者

2 特色選抜を実施する学校・学科（コース）

「令和5年度奈良県立高等学校入学者選抜概要」（以下「入学者選抜概要」といいます。）に示します。

3 募集人員

募集人員は、「令和5年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

4 出願方法

(1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

(2) 2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。

(3) 出願後、入学願書の取下げはできません。

(4) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業等者の奈良県立高等学校への志願手続要領9参照）が必要です。

(5) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

(6) 奈良県立青翔中学校に在籍しており、奈良県立青翔高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

(7) 奈良県立山辺高等学校自立支援農業科には、原則として、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部を卒業した者は、出願できません。

5 出願手続

(1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

令和5年2月13日（月） 午前9時から午後3時まで

令和5年2月14日（火） 午前9時から午後3時まで

ただし、出願書類を郵送する場合は、令和5年2月7日（火）までの消印があるものに限り
ます。

(2) 出願書類を郵送する場合は、簡易書留で速達とし、受検票等の返信用として出願者の宛先を
明記し、664円（簡易書留・速達料金を含みます。）分の切手を貼った封筒（定形郵便物長
形3号 12.0cm × 23.5cm）1枚を同封してください。また、郵送と同時に電話で、出願する
高等学校に、出願者氏名、出願課程・学科（コース）、その他必要な事項を連絡してくだ
さい。

(3) 志願者は、定められた期間内に次のアからキを出身中学校又は在学している中学校の校長の
承認を得て出願する高等学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙、36、37ページ参照）

イ 入学検査料 2,200円（奈良県収入証紙により納付）

ウ 「自己アピール文」記入票（様式9）（面接を実施する学科（コース）への出願者のみ必
要）

エ 実技検査受検種目届出票（様式10）及び演奏曲の楽譜（奈良県立高円芸術高等学校音楽科
への出願者のみ必要）

オ 実技検査受検種目届出票（様式11）（奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科への出
願者のみ必要）

カ 実技検査受検種目届出票（様式12）（奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への出願
者のみ必要）

キ 入学志願資格承認申請書（様式13）及び申請の理由を証明する書類（奈良県立山辺高等学
校自立支援農業科への出願者のみ必要）

(4) 入学願書に貼り付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(5) 高等学校長は、(3)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。

6 調査書等の提出

(1) 中学校長は、「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」に基づき、調査書、学習成績一覧表
及び学習成績分布表を作成してください。

(2) 中学校長は、次のア及びイを奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課長（以下「高
校の特色づくり推進課長」といいます。）宛て、令和5年1月16日（月）から同月18日（水）
までに提出してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、
提出する必要はありません。

ア 学習成績一覧表（様式5）

イ 学習成績分布表（様式6及び様式7）

(3) 中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。
ただし、郵送の場合は、令和5年2月14日（火）午後3時までに到着のものに限ります。

提出期間 令和5年2月13日（月）及び14日（火） 午前9時から午後3時まで

提出書類 ア 調査書（様式1）

イ 特技に関する記録〔体育〕（様式2）（奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への出願者についてのみ必要）

ウ 副申書（様式3）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

(4) 出願者に関する書類を郵送する場合は、簡易書留で速達とし、受領書等の返信用として中学校の宛先を明記し、664円（簡易書留・速達料金を含みます。）分の切手を貼った封筒（定形郵便物長形3号 12.0cm × 23.5cm）1枚を同封してください。また、郵送と同時に電話で、提出する高等学校に、出願者数、出願者氏名、その他必要な事項を連絡してください。

(5) 高等学校長は、必要に応じて、調査書等の記載内容について中学校長に説明を求めることができます。

7 検 査

(1) 検査は、「第1日」は令和5年2月17日（金）に、「第2日」は令和5年2月18日（土）に、出願した高等学校で実施します。日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(2) 検査は、学力検査並びに学校独自検査、面接及び実技検査の3種類の検査のうち各高等学校が選択した検査により実施します。学力検査は、国語、数学及び英語の3教科の検査（各40点満点）を実施します。各高等学校・学科（コース）で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(3) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査の問題は、奈良県教育委員会で作成します。

(4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

(5) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します。（23、24ページ参照）

8 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

調査書の「各教科の学習成績」（以下「学習成績」といいます。）の合計点（135点満点）、加重配点（学習成績の取扱いを変えること。また、学力検査の取扱いを変えることをいいます。以下同じ。）をした後の学習成績の合計点又はそれらのいずれかに「特技に関する記録〔体育〕」を点数化した点を加算した後の合計点

資料Ⅱ： 検査成績

特色選抜において実施する各検査の合計点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「ス

ポーツ・文化活動等の記録」

(3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

(4) 高等学校長は、資料Ⅲにおいて重視する事項を定め、当該事項を評価して資料Ⅰに加算した点数により、あらかじめ公表した人員（以下「合格人数枠」といいます。）について合否の判定（以下「調査書の特別な取扱い」といいます。）をすることができます。調査書の特別な取扱いについては、次のアからウにより行ってください。

なお、調査書の特別な取扱いを実施する高等学校・学科（コース）の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

ア 各学科（コース）ごとに、特色選抜の募集人員から合格人数枠を除いた人員について、(3)に基づき合否の判定を行ってください。ただし、第2（第3）志望を認める学科（コース）の範囲で合格人数枠を定めている場合は、その範囲の学科（コース）の募集人員の合計人数から合格人数枠を除いた人員について合否の判定を行ってください。

イ アで合格とならなかった受検者全員を対象として、(3)に基づき合否の判定を行ってください。この場合、資料Ⅲにおいて重視する事項を点数化した点を資料Ⅰに加算することとします。

ウ 受検者数が募集人員以下の学科（コース）については、調査書の特別な取扱いを行いません。ただし、第2（第3）志望を認める学科（コース）において、受検者の第2（第3）志望により募集人員を超えた場合は、調査書の特別な取扱いを行ってください。

(5) 高等学校において順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第1志望を優先して合否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(6) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(7) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。

(8) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

令和5年2月24日（金）に、奈良県教育委員会及び出願した高等学校のWebページで、受検番号により発表します。

10 その他

(1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡をとり、速やかに欠席届（様式8）を提出してください。なお、追検査を希望する場合は欠席届に代えて追検査申請書（様式21）とそれに関わる書類（23ページ参照）を提出してください。

(2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。

(3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、高校の特色づくり推進課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校の特色づくり推進課長及び高等学校長宛てに書面で申し出てください。

なお、中学校長から高校の特色づくり推進課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和4年12月28日（水）までとします。

(4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに高校の特色づくり推進課長に申し出てください。

(5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者特色選抜に出願を希望する者は、令和5年1月18日（水）までに出席する高等学校長に申し出てください。

(6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。

(7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。